

さいたま市告示第 1 4 3 9 号

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

（１）特定生産緑地の指定を解除する地区一覧

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積（ha）	申出基準日
			特定生産緑地指定を 解除する区域	
1	さいたま市西区西大宮 2 丁目地内	西大宮 12 - 1 号	約 0.10	2026 年 12 月 27 日

（２）図面

別紙のとおり

